

輸入検疫の話題

条件付き輸入解禁

本来輸入禁止品となっているハワイ産/パイア、アメリカ合衆国・カナダ産さくらんぼ、フィリピン産マンゴウ、オーストラリア・南アフリカ産オレンジなどが店頭で売られていることを、よくご存じと思います。

これらの果実は、生産国で非常に厳しい植物検疫措置が講じられ、病虫害が付着していないものだけが特別に輸入を認められているものです。

これは、わが国が積極的に輸入の道を開いているものではなく、輸出しようとする国が完全な消毒技術を開発し、わが国に解禁を要請してきたものについて、病虫害の侵入防止の観点から慎重な技術的検討を行い、完全殺虫ができると判断された場合に限り、公聴会を含む法的手続きを経て輸

入解禁となっているものです。輸出に際しては、病虫害の侵入防止を完全に保証する種々の検疫措置を講ずることが条件となっているので、一般に“条件付き輸入解禁”と呼んでいます。

重要な条件は、①病虫害濃密防除地域で生産②輸出前の消毒・検査③消毒後の再汚染防止④検疫証明書の発行⑤わが国植物防疫官による輸出検疫の確認⑥輸出用包装の表示・封印、などです。



日本向け包装の封印

海外のニュース

*Spiroplasma citri*によるホースラディッシュの病害

わが国未発生のかんきつの重要病害“スタボーン”の病原マイコプラズマ *Spiroplasma citri* が、アメリカ合衆国でホースラディッシュ(わさび大根)に病害を起し、話題になっている。

スタボーン病は、1915年カリフォルニア州のワシントンネーブルで初めて発見されたが、現在では南北アメリカ、北アフリカ、中近東等でかんきつ栽培上の重大な障害になっている。スタボーン病かんきつからマイコプラズマ様微生物が観察され(1970)、その後間もなく分離、培養が可能となって、病原体は *S. citri* と命名された(1973)。スタボーン病は、発生地域がゆつくりと拡大することが以前から知られていたが、長い間ベクターは分っていなかった。1975年数種のヨコバイが本病を伝播することが判明した。また、かんきつ以外の寄主植物の調査の結果、10数種の寄主植物が明らかにされた。なかでも、イヌガラシの一種の雑草が本病の伝播に重要な役割を果たしていることが分ってきた。1980年には、イリノイ州におけるホ

ースラディッシュの“brittle root disease”の病原体が *S. citri* であることが確認された。brittle root 病は、ホースラディッシュ栽培上最も重要な病害として古くから注目されていたものである。また、最近の報告によると、メリランド州のホースラディッシュでも、*S. citri* の存在が確認されている。この時には、ホースラディッシュから分離培養された病原体を、エライザ法やタン白質のポリアクリルアミドゲル電気泳動法によって同定されている。*S. citri* は寄主範囲が広く、環境適応性が大きいことから、現在アメリカ合衆国では、他の農作物への伝播拡大が憂慮されている。

(病菌課 川合昭)

※ Plant Disease Vol. 67 No. 8 (1983)

発行所 横浜植物防疫所
〒231 横浜市中区北仲通5-57(横浜農林水産合同庁舎) ☎045(211)2299

発行人 池上 雍 春

編集責任者 北 島 克 己

印刷所 保土ヶ谷印刷株式会社
横浜市中区北方町2-96 ☎045(621)3347